

## 介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の 拡大を求める意見書

近年、高齢社会の進展により介護の現場では、介護人材の確保に苦慮している状況である。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材の役割がますます重要となっており、その処遇改善が求められているところである。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、介護人材の収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで政府に対して、手続きの簡素化や柔軟な対応を進める等、地域の介護サービスを持続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を求める。

### 記

- 一、臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算である「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 一、「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 一、原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、介護職員の勤続年数とキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースに、事業所ごとにキャリアの浅い方の報酬に反映しやすいように介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、総務大臣

## 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中、新しい地域社会の構築は地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。そして「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進していかなければならない。

そこで政府に対して、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について以下の取組を求める。

### 記

- 一、児童・生徒がどこにいてもリモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう所要の措置を講じること。
- 一、感染症流行期や移動に負担がかかる高齢者を始めオンライン診療を誰もが身近に受けられるように、自分の健康について相談したりすることができる「かかりつけ医」について各地域における適切な配置等の支援をし、全ての住民が「かかりつけ医」につながることを強化すること。
- 一、テレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに移住者への住宅支援等、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。
- 一、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資する ICT 技術の開発と実証実験への支援を拡充させ、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生)、デジタル大臣、新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、総務大臣

## 市町村の合併の特例等に関する法律の改正を求める意見書

平成 11 年以降の市町村合併の推進により、3,232 あった市町村数は、現在 1,718（北方領土 6 村除く）となっており、その内 1,730 の市町村は、国・都道府県により積極的な関与の廃止や合併特例債の廃止を含む市町村の合併特例法の改正がなされた平成 22 年 8 月までになされたものである。

また、平成 22 年の改正合併特例法では、市町村の自主的な合併が引き続き円滑に行われるよう、障害除去を中心とした措置を存置するとともに、その後の法改正による期限延長を経て、令和 12 年 3 月まで有効なものとなっている。

しかしながら、実態として全国的に平成 22 年以降、市町村の自主的な合併は積極的には推進されていない。

この様に全国的に合併は一段落したと言える状況ではあるが、今後更なる少子高齢化が加速する中で、自治体における行財政運営は厳しさを増すことが予想される。

現状、市町村が自主的に合併を行うハードルが高い状況下、市町村における行政水準の低下を防止する手段として合併における市町村への財政的なインセンティブを付与し、合併の選択が出来るよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣

## 文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書

昨年 10 月 31 日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対し、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、11 月 1 日に当選確定した議員も含め、投開票日である 10 月 31 日を基準日として、10 月分の満額 100 万円が支給されたということを発端に、文通費及び立法事務費の用途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第 38 条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月 100 万円が支給されているが、法律上、当該手当については、用途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その用途が不明瞭かつ特権的であり、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、国会においては、文通費及び立法事務費の用途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、所要の法改正等の下記事項について、早急に取り組むよう、強く求める。

### 記

- 一、文通費及び立法事務費について、本市議会の政務活動費と同様に領収書（1 円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及びインターネットによる公開を義務付ける規定を設けること。
- 一、文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄附する行為を禁ずる規定を設けること。
- 一、文通費及び立法事務費の支出が支給額を下回り残金が発生した場合は返金することを義務付ける規定を設けること。
- 一、文通費及び立法事務費からの支出については可能な限りデジタル記録を残すよう努力義務の規定を設けること。
- 一、文通費及び立法事務費の用途を明確化しその支出が適正であるかどうかを調査するため、学識経験を有する者が含まれる検査機関（協議会等）を設置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣

## 保育教育現場の性犯罪をゼロにするため早期に 「日本版 DBS」創設を求める意見書

日本の保育教育現場では、教師や指導者と生徒、大人と子どもという指導的立場を悪用し、子どもを性の対象として扱い性暴力へとつながる事案が後を絶たない。教育現場においてはこれをセクシュアルハラスメント、また、不祥事として扱う傾向があるが、これは明らかな「性暴力・人権侵害」である。小児わいせつ型の性犯罪は特に再犯率が高く、処分や処罰となった後も就業場所を変え引き続き子どもたちに関わる職業に就こうとする傾向がある事も報告されている。現在実施されている公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報を記した官報情報検索ツールの運用開始や、里親制度登録においての犯歴情報の照会などこの仕組みは一定の効果が見込まれるものの保育士や医師など文部科学省所管以外の資格、また塾講師、スポーツインストラクター、ベビーシッターといった法定資格を要しない活動はカバーできていないのが現実であり、すべての子ども達を小児性犯罪歴のある者から守る事は困難である。そのためにも創設が急がれるのが、日本版 DBS (Disclosure and Barring Service) である。DBS とは犯罪経歴を管理し証明発行を行うシステムであり、すでに同様の仕組みを導入しているイギリスを始めとした国々では効果的に運用されている。事業者が小児性犯罪の経歴の有無を判別できる当該システムを国が制度として創設することが強く望まれる。それらの情報が適切な管理のもと実用性の高い仕組みとして機能し、子どもに関わる様々な分野において一刻も早い制度の活用を求める。増え続ける保育教育現場での性犯罪・性暴力根絶のため、日本版 DBS の創設に向け下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

- 一、総務省、法務省、厚生労働省、警察庁など関係府省庁におかれては、関係機関の縦割りを打破し「日本版 DBS」創設のため保有する情報の一元化を図ること。
- 一、この件に関わる関係法令との整合性や、処分や処罰後の更生に関する議論を速やかに行うこと。
- 一、子どもに関わる全ての職に就く場合、小児性犯罪に関する犯罪歴証明書の提出を義務化する法整備を行うこと。
- 一、「第5次男女共同参画基本計画」に明記された子どもが活動する場所で勤務する人に対し海外の法的枠組みも参考にしつつ、性犯罪歴がないという証明書を求めることの検討を確実にを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 24 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、警察庁長官、検事総長、総務大臣

## 中華人民共和国に対し人権の尊重と人権侵害問題に関する 説明責任を果たすよう働きかけることを求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）が新疆ウイグル自治区において、大規模な恣意的勾留、人権弾圧を行っていることに国際社会は深く憂慮している。

国際連合人権理事会は、中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることや、ウイグル人等の少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択している。中国政府は国際連合安全保障理事会の常任理事国という責任ある地位を占めるのであれば、これらの勧告をはじめ、国際社会の声に真摯に耳を傾け、新疆ウイグル自治区の人権状況について透明性をもって説明し、国際社会に対して説明責任を果たすべきである。

中国の人権侵害に対して、ともにG7を構成する国々が加盟する欧州議会や、米国議会等の取組に倣って、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高めることが重要である。これらの人権を侵害する行為等に対し、抗議の声を上げなければいけないが、政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、諸外国に比べて、明確な姿勢を出していない状況にある。

よって、国及び政府においては、国際社会と連携して中国に説明責任を果たすよう働きかけることを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、  
総務大臣